

2. これまでの取り組み

本県では「過疎対策は社会減対策である」と考えており、これまで、企業の誘致をはじめ、農林水産物など地域の特産物の開発・育成を通じた地域産業の創出など、各地での創意工夫をこらした産業振興策、交通通信体系や上下水道の整備、加えて「奈良モデル」の取組のひとつである南和広域医療企業団の設立などによる生活環境の整備などの過疎対策事業を実施してきた。結果、依然として非過疎地域との間に格差はあるものの改善されつつある。

これまでの過疎法による過疎債などの支援は、現在、全国的に問題となっている過疎地域における社会減対策の「最後の砦」であり、過疎地域にとって必要不可欠な制度であると考えている。

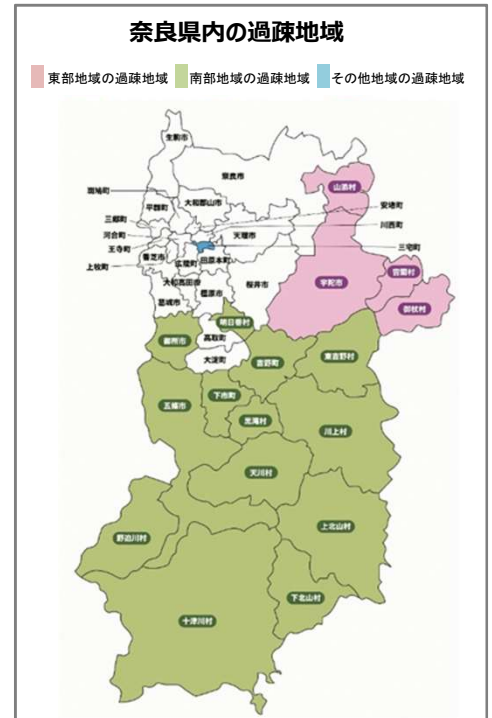
※【過疎市町村の現況】

- ・面積 2,839.22km² (県全体の約77% うち林野が約88%)
- ・人口 131,810人 (県全体の約10%)
- ・平均財政力指数 0.200 (平成25～27年度の3カ年)

※【関係市町村】

本県の過疎地域18市町村

- ・東部地域: 宇陀市、山添村、宇陀郡(2村)
- ・南部地域: 五條市、御所市、明日香村、吉野郡(10町村: 大淀町を除く)
- ・その他地域: 三宅町



国にお願いすること

令和3年3月末に、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が失効することから、引き続き法律に基づいた国の総合的な過疎対策を充実・強化し、過疎地域の振興を図るため、下記の通り新たな過疎対策法の制定等をお願いしたい。

1. 現行過疎法の期限終了後も、引き続き、過疎地域の振興が図られるよう新たな過疎対策法を制定する。
2. 新たな過疎法においても、過疎市町村が取り組む事業が円滑に実施できるよう過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図る。